島根県公立学校臨時的任用学校事務職員募集要項

令和4年6月10日 島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教職員を以下のとおり募集します。

1 募集人数

仁多郡学校事務職員1名江津市学校事務職員1名

- 2 任用期間 採用時 ~ 令和5年3月31日の間で県が命じた期間
- 3 勤務内容 正規の学校事務職員に準ずる職務を行います。 (総務・給与・財務・福利厚生等の学校事務一般)
- 4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。
 - ○地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者
 - ○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと ※選考において経験者(臨時的任用を含む)を考慮します。
- 5 出願手続

 - (2)出願書類

原則、電子申請(しまね電子申請サービス)で受け付けます。

「島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員・事務職員採用志願申込(令和4年)(外部サイト)」より、次の書類の電子データを添付して志願申込をしてください。

- ① 写真
- ② 経歴調査表

詳しくは、下記、島根県教育庁学校企画課ホームページをご覧ください。 **ロ** **** https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/

右のQRコードからもアクセスできます。



6 勤務条件

(1) 給料等

学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます。なお、60歳以上の者にあっては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。

また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、へき地手 当、単身赴任手当、児童手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、へき地手当に準ずる手 当、退職手当等を支給します。 退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づ き支給します。

(2) 勤務時間

午前8時15分~午後5時00分(休憩時間を除く1日7時間45分) ※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通です。

(3) 休 日

- ○日曜及び土曜日
- ○国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- ○12月29日から翌年の1月3日まで(前項の日を除く)

(4) 休 暇

- ○有給休暇…任用期間によって異なります。(任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます)
- ○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。(一部法令等により異なる)

7 選考方法

- ○書類選考の上、面接審査により行います。 ※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。
- 8 その他
 - ○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。
- 9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6164